

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画(案)に対する
パブリックコメント（意見募集）

実 施 要 項

1. 趣旨、目的および背景

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、新一般廃棄物処理施設（熱回収施設、リサイクル施設及び汚泥再生処理センター）（以下「新施設」という。）の整備にあたり、平成26年2月に「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、平成28年3月に内容を改訂しました。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）は、基本方針で定めた5つの基本概念（コンセプト）に基づき、整備を予定している新施設について、基本条件の設定を行い、環境保全対策、エネルギー利用計画、財政計画・整備計画、その他施設整備に係る各項目などについて定めるものです。

このたび、整備基本計画の案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見を下記の要項で募集いたします。

2. 公表する資料

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画(案)

3. 資料の公表場所

- ①センターホームページ
- ②長浜市役所本庁 市政情報コーナー
- ③長浜市役所北部振興局および各支所
- ④米原市役所各庁舎 市政情報プラザ
- ⑤湖北広域行政事務センター 施設整備課（クリスタルプラザ管理棟内）

4. 意見の提出期間

令和2年2月28日（金）～令和2年3月30日（月）

5. 意見の提出方法及び提出先

- ①直接持参
- ②郵送 〒526-0021
滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地
湖北広域行政事務センター施設整備課 あて
- ③ファックス 0749-65-0245

④電子メール seibi@kohoku-kouiki.jp

※上記の「資料の公表場所」（湖北広域行政事務センター施設整備課を除く）では意見提出いただけません。

※提出締切は、意見の提出期間最終日【令和2年3月30日（月）】午後5時必着となります。

6. 意見を提出できる方

①長浜市および米原市（以下「構成市」という。）に住所を有する方

②構成市に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体

③構成市に存する事務所または事業所に勤務する方

④構成市に存する学校に在学する方

7. 留意事項

①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

・件名「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画(案)に対する意見について」

・住所、名前、電話番号（長浜市および米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）

②ご意見は、日本語で提出してください。

③電話による意見はお受けできませんので、ご了承ください。

(書式例)

湖北広域行政事務センター 施設整備課 あて

「湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備基本計画(案)に対する意見について」

住 所：

氏 名：

電話番号：

(長浜市および米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

(意 見)

○ページ ○行目 (どの部分に対するご意見かわかるように)

意見内容

8. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、センターの考え方と併せて、センターホームページ及び湖北広域行政事務センター 施設整備課にて公表します。

①類似の意見については、集約させていただくことがあります。

②匿名のものや、整備基本計画(案)以外のご意見に対しては、考え方をお示しすることはできませんのでご了承ください。

③提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。

④整備基本計画は、いただいたご意見を参考にして計画を策定し、公表します。

9. 問い合わせ先

〒526-0021

滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

湖北広域行政事務センター施設整備課

電 話：0749-62-7146

ファックス：0749-65-0245

電子メール：seibi@kohoku-kouiki.jp